

三宮駅東コンコース内装改修他機械設備工事

◆工事の概要

- ・発注者 神戸市交通局
- ・場 所 神戸市中央区北長狭通 1 丁目
- ・工 種 管一般
- ・内 容 別紙「契約変更理由書」のとおり
- ・工 期 令和 5 年 9 月 9 日から令和 6 年 9 月 30 日

◆変更契約の概要 第 2 回変更

- ・変更契約日 令和 7 年 1 月 28 日
- ・契約金額（税込）

変更前	¥95,084,000 円
変更額	¥18,436,000 円
変更後	¥96,481,000 円
- ・変更理由 別紙「契約変更理由書」のとおり

◆契約の相手方

神戸市灘区灘南通 1 丁目 3 番 23 号
(株) トータル
代表取締役 福羅 慎治

◆備考

契約変更理由書

神戸市交通局

事業名	三宮駅東コンコース内装改修他機械設備工事
契約変更の概要 ① だれでもトイレ器具を撤去・更新へ変更及び取外し再取付後に撤去・更新へ変更 ② トイレ工事期間中の漏水調査・復旧（計３件）追加 ③ 小便器既設排水配管の薬液洗浄作業を追加 ④ コンコース天井内配管更新範囲変更 ⑤ スイーツステーション内給排水配管更新を一部削除 ⑥ 天井点検口の追加 ⑦ スイーツステーション内空調機再取付及びそれに付随する作業を一部削除 ⑧ 消火配管及び SP 配管撤去・更新範囲追加、ルート及び配管径変更 ⑨ 消火配管・SP 配管の水張・水抜作業を追加	
契約変更の理由 ① だれでもトイレ内器具は全て既設流用としていたが、男子だれでもトイレベビーシート及びオストメイトパックは取付部など腐食が激しく再取付不可であったため撤去更新へ変更とする。女子トイレも同様とする。 男子だれでもトイレその他器具は既設再取付し供用開始したが、別途建築工事との協議の結果デザイン上取替する必要がでてきたため、再取付した器具の撤去更新作業を追加とする。女子だれでもトイレについては、上記協議後であったため全ての器具を撤去更新へ変更とする。 ② トイレ工事期間中（供用後も含む）に発生した「男子トイレ小便器からの漏水」・「男子トイレ大便器からの漏水」・「男子トイレ手洗からの漏水」について、早急に原因を調査し且つ復旧する必要があったため各作業を追加する。 ③ 男子トイレ小便器系統のライニング内排水管は既設再利用としており、長期間（工事期間中）排水できないため供用後排水管内が尿石により閉塞することが懸念された。そのため、供用前の小便器系統排水管薬液洗浄作業を追加する。 ④ コンコース天井内は各配管・電気配線・ダクトが錯綜しており、詳細調査の結果迂回する必要が発生したため、天井内給水管の更新範囲変更（追加）とする。 ⑤ 消防協議の結果、スイーツステーションの区画が１区画減少となったため、当該区画給排水作業を削除する。 ⑥ 契約後の詳細調査の結果、スイーツステーション裏通路内に天井点検口がなくメンテナンスが困難であることが分かったため、点検口設置作業を追加する。 ⑦ 消防協議の結果、スイーツステーションの区画が１区画減少となったため、当該区画空調機再取付作業及びそれに付随する作業を削除する。 ⑧ SP 設備について、消防協議の結果更新範囲の追加及びスイーツステーション用の配管径変更が必要となったため追加とする。 ⑨ 消火・SP 配管については、当初水張水抜作業を初回のみとしていたが、施設の運用上作業の都度水張水抜が必要となったため更なる水張水抜作業を追加とする。	